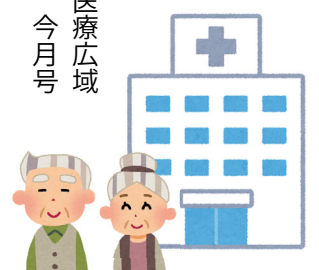




保険料率と軽減措置を見直し 後期高齢者医療制度について

創設から約10年が経過している後期高齢者医療制度は、実施主体である福島県後期高齢者医療広域連合が保険料や、それにかかる特例措置などについて、定期的に見直しを実施してきました。今月号では、本年度から改正された保険料率と、均等割額の軽減措置の内容をお知らせします。



後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増える中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、平成20年4月に創設されました。対象者は、75歳以上の人および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人のうち認定を受けた人が加入する医療制度です。

医療費の財源の内訳は、医療機関などで支払う自己負担額を除いた残りについて、被保険者（制度加入者）が納める保険料が約1割、現役世代からの支援金が約4割、国・県・市町村が負担する公費が約5割となっています。（図表1を参照）

なお、保険料は制度加入者全員が負担することになりますので、制度加入前まで社会保険の被扶養者だった

た人にも保険料を負担してもらう制度になっています。

保険料率の改定について

保険料の計算方法

年間保険料は、制度加入者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。（図表2を参照）

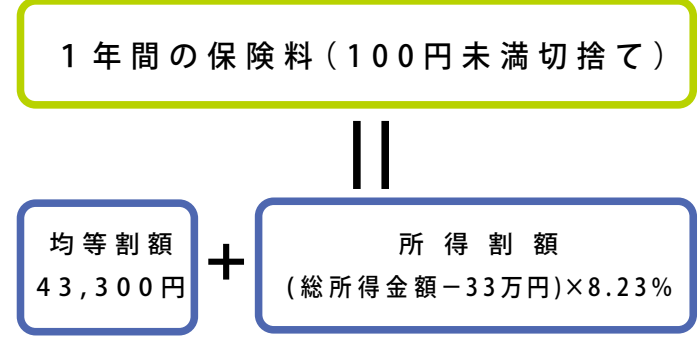
また、年度の途中で加入された場合の保険料は、加入した月からの月割で計算します。

さらに、所得の低い世帯の人には、制度加入者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

保険料率の改定内容

本制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直し

図表2 保険料の計算方法



※平成30・令和元年度保険料率は、均等割額41,600円・所得割率7.94%

をしています。今回の見直しでは、令和2・3年度の保険料率が、均等割額4.3、300円・所得割率8.23割と改定されました。

均等割額軽減措置について

同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額である33万円以下の場合、図表3のとおり均等割額が軽減されます。

軽減の割合は、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和2年度は図表3の太枠のとおりとなります。

図表3 軽減割合とその条件

同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合		
	令和元年度	2年度	3年度
【33万円】以下の場合	8.5割	7.75割	7割
【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下（その他の各種所得がない）の場合	8割 (H30以前9割)	7割	7割
【33万円+28.5万円*1×被保険者数】以下の場合	5割	5割	5割
【33万円+52万円*2×被保険者数】以下の場合	2割	2割	2割

*1変更前は28万円 *2変更前は51万円

す。また、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されました。この保険料については、毎年8月に通知をしていますので、通知書が届いたら内容をご確認ください。

新任自治区長は31名 令和2年度自治区長紹介

令和2年度自治区長会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。今回は、自治区と町役場の橋渡し役として活動する自治区長の皆さんを紹介します。

【野沢地区】

- ▼1町内 渡部信一 ▼2町内 須藤忠安 ▼3町内 山本真介 ▼4町内 渡部憲 ▼5町内 小島洋一 ▼6町内 橋谷田豊 ▼7町内 茂木和雄 ▼8町内 新澤光男 ▼9町内 酒井誠明 ▼9町内2 福澤明生 ▼10町内 越中博之 ▼下小屋 小柴正意 ▼西平 三留智篤 ▼四岐 大沼喜明 ▼芝草 新田壽重 ▼芹沼 武藤忠夫 ▼堀越 齋藤茂 ▼塩喰 清野忠弘 ▼中野 長谷川孝雄 ▼大久保 清野慶久 ▼牧 伊藤一郎 ▼安座 長谷川隆夫

【尾野本地区】

- ▼森野 伊勢亀良司 ▼西原 佐藤富雄 ▼萱本 須藤吉夫 ▼松尾 渡部直美 ▼尾登 山口富二 ▼上小島 佐藤勇 ▼下小島 物江義榮 ▼西林 矢部達男 ▼西林東 石川陸 ▼さゆりが丘 佐藤正平 ▼縄沢 長谷川秀一 ▼青坂 三留儀行 ▼軽沢 鈴木洋一

【群岡地区】

- ▼上野尻 二瓶穂 ▼下野尻 三留傳 一 ▼端村 加藤浩一 ▼徳沢 猪俣静也 ▼宝川 雅樂川正明 ▼白坂 佐藤教男 ▼屋敷 伊藤優一 ▼榎木平 須藤隆洋 ▼熊沢 佐藤新一

【新郷地区】

- ▼呼賀 伊藤力浩 ▼平明 薄祥男 ▼原 五十嵐幸喜 ▼新村 薄孝栄 ▼樟山 薄敏彦 ▼滑沢 武藤巖 ▼滝坂 五十嵐禎一 ▼柴崎 武藤喜平 ▼橋立 佐藤健一 ▼井谷 薄定雄 ▼八重窪 物永巖 ▼橋屋 上野誠喜 ▼戸中 長谷川賢一 ▼高目 福地清一 ▼小清水 長谷沼則夫 ▼漆窪 會澤真 ▼荒木 岩橋敬二

【奥川地区】

- ▼杉山 佐藤英夫 ▼向原 鈴木勝則 ▼塩 佐藤正 ▼新町 佐藤安雄 ▼道目 井上國男 ▼下松 井上正博 ▼山浦 三瓶純一 ▼出戸 渡部榮次郎 ▼中ノ沢 矢部佳宏 ▼松峯 矢部文雄 ▼中町 岩橋義平 ▼小山 猪俣彦市 ▼真ヶ沢 荒海健 ▼宮野 矢部幸彦 ▼梨平 長谷川富吉 ▼小屋 五十嵐栄 ▼極入 五十嵐章夫 ▼弥平四郎 篠木留吉 ▼小綱木 石田薫 ▼大舟沢 五十嵐靖夫

〔敬称略、太字は4月付新任〕



自治区長会議の様子（令和元年度）

健康増進課 国係 45-4532



子どもたちの「食農」教育を応援 JA 会津よつばが教材本を寄贈

4月20日、JA会津よつばの廣瀬雅彦専務が町役場を訪れ、西会津小学校での食農教育の充実を図るため、教材本を寄贈しました。

この教材本は、JAが取り組んでいる食農教育活動事業の一環として、食農教育を通じて農業への理解を深めること目的に、会津管内17市町村の小学校高学年の児童を対象に毎年配布されています。



議案4件を審議・可決 町議会臨時会報告

4月21日に臨時会が開かれ、次の議案4件が原案のとおり承認・可決されました。

- ◆西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分＝令和2年度の税制改正により、地方税法が一部改正されたことに伴う所要の改正
- ◆令和元年度西会津町一般会計補正予算（第10次）専決処分＝本年3月議会定例会終了後に額が決定した特別交付税や地方特例交付金等の補正及び国の経済対策に係る補正予算に要望していた事業が採択されたことに伴う補正
- ◆令和2年度西会津町一般会計補正予算（第1次）＝マスク購入費等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など782万円を増額
- ◆西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の変更契約の締結

皆さんの貴重な提案をお待ちしています

まちづくり提案制度「町長へのおたより」募集中

町では現在、町民の皆さんとの対話を重視し、町政運営を進めています。皆さんとの対話のひとつの方法として、まちづくり提案制度「町長へのおたより」を下記のとおり実施しています。

◆「町長へのおたより」の出し方

◎提案用送信フォームから＝町ホームページの送信フォームから、右記の必要事項を全て入力し、送信してください。

◎提案用送信フォーム以外から＝右記の必要事項

を記入の上、郵送またはファクス、電子メール (teian@town.nishiaizu.fukushima.jp) でお送りください。

- ◆必要事項＝①住所、②氏名、③性別、④年齢、⑤電話番号、⑥回答希望の有無
- ◆提案内容の公表 提案の概要は、町ホームページや町広報紙で公表します。公表の際は性別と年代のみを表示します。

<問い合わせ先>

企画情報課 情報政策係 ☎45-4536

新たに着任した警察官の皆さんを紹介

こちら西会津交番です！



わたなべ たかし
渡部 崇 所長

- ◎西会津交番、野沢地区担当
- ◎会津若松警察署から異動

抱負＝新型コロナウイルス感染防止対策のため、住民の皆様と挨拶を交わす機会をなかなかもてないことが気になります。このような情勢下にあっても西会津町内のパトロール等を行い、安心・安全に貢献したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。



こいずみ たかのり
小泉 貴紀 巡査長

- ◎西会津交番、野沢地区担当
- ◎会津若松警察署（会津美里分庁舎）から異動

抱負＝町内のパトロールを強化し、地域住民の皆さんが安心して暮らすことができるよう、犯罪のない町を目指して全力で頑張ります。



みうら けんたろう
三浦 堅太郎 巡査

- ◎西会津交番、尾野本地区担当
- ◎喜多方警察署から所属内異動

抱負＝地域住民の皆さんに寄り添った警察官を目指し、町民の皆さんが笑顔絶やせず、安心・安全に暮らせるよう全力で頑張ります。よろしくお願いいたします。

このほか、以下の地区は、昨年と同じく志賀巡查部長と田口巡查長が担当します。

◆西会津交番

志賀 直人 巡查部長（群岡・新郷地区担当）

◆奥川駐在所

田口 諒 巡查長



西会津高校ボート部の発展のため

株式会社飯豊建設より寄附金

4月28日、株式会社飯豊建設の齊藤等社長、井上敦副社長が町役場を訪れ、西会津高校ボート部へ寄附金を贈りました。

薄町長は「西会津高校ボート部のさらなる活躍のため大切にに使わせていただきます。今後とも応援よろしくお願いいたします」と謝意を伝えました。

今回いただいた寄附金は、競技用ボートなどの購入費として使われます。



薄町長に目録を手渡す井上副社長（一番左）